

# 台風19号の影響による被害を受けられた方へ (小田原税務署からのお知らせ)

台風19号の影響により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

この災害により、住宅や家財などに損害を受けられた方は、雑損控除又は災害減免法の適用により、令和元年分の所得税等の全部又は一部が軽減される場合があります。

小田原税務署では、この災害により被害を受けられた皆様を対象に、次のとおり雑損控除等の説明会を開催いたしますのでご利用ください。

## 雑損控除等の説明会のご案内

説明会日程	時間	説明会会場	所在地
令和2年1月14日(火)	13:30~15:30	小田原税務署 別棟会議室	小田原市荻窪 440
令和2年1月15日(水)	9:30~11:30		

### ○ 事前の準備等

- 裏面の判定表に沿って、ご自身がどのケースに該当するか判定してください。
- 説明会にお越しになる方は、参考に次の書類をお持ちください。
  - 被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの(建物の請負契約書等)
  - 被害を受けた家屋の取得価額が分からない場合は、その面積が分かるもの(登記事項証明書等)
  - 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用、修繕費用などの分かるもの(請求書、領収書等)
  - 被害を受けたことにより受ける保険金等の金額が分かるもの(保険金の支払通知書等)
  - 市町村から「り災証明書」の交付を受けている場合には、その証明書

### [お問合せ先]

小田原税務署 個人課税第1部門

住 所 小田原市荻窪440

電話番号 0465-35-4511(代表)

自動音声の案内にしたがって、「2」の番号を選択してください。

問合せ時間 午前8時30分から午後5時まで(土日、祝日等を除きます。)



# 令和元年分の雑損控除等の適用に関する判定表

台風 19 号の影響により、ご自身や扶養親族が所有する住宅や家財などに被害を受けた方は、雑損控除又は災害減免法の適用により、令和元年分の所得税等の全部又は一部を軽減される場合があります。この判定表で雑損控除等の適用の対象となるかどうかをご確認ください。

次のいずれか（又は両方）に該当しますか？

## 雑損控除

次の計算の結果、①または②のいずれか（又は両方）に金額がありますか？（0又はマイナスは該当しません。）

住宅及び家財等 <sup>(※1)</sup> の損失額	－	保険金等で補填される金額	－	所得金額の10分の1	= ①
災害関連支出 <sup>(※2)</sup> (災害により滅失した住宅・家財を除去するための費用等)			－	5万円	= ②

### ※1 雑損控除の対象となる「主な資産」

住宅、門、塀、家財（家具、什器、衣類、書籍、家電品、1個又は1組の価格が30万円以下の貴金属・書画・骨董・美術工芸品等）、車両、墓石等。

### ※2 雑損控除の対象となる「災害関連支出」

イ 被災資産の取壊し・除去のための支出

ロ 被災資産を使用できるようにするための支出で、災害のやんだ日の翌日から1年以内に支出した①土砂その他障害物を除去するための支出、②原状回復のための支出（被災資産の損失額に相当する部分を除きます）、③損壊防止のための支出

（注）原状回復の支出は、住宅の修繕費用（住宅の損失相当額を除きます）などが該当します。

ハ 被害の拡大・発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出

## 災害減免法

住宅又は家財に受けた損害額が、その価額の2分の1以上、かつ、令和元年分の所得金額が1,000万円以下ですか？

給与等の支払いを受ける際、所得税等を源泉徴収されていますか？  
※ 源泉徴収票等の「源泉徴収税額」欄を確認してください。

はい

いいえ

いいえ

はい

確定申告が必要な方ですか？

※雑損控除等を適用する前で判定してください。

はい

いいえ

確定申告していただくことで、所得税等が還付となる場合や所得税等の全部又は一部を軽減することができる場合がありますので、ぜひ、説明会にご出席ください。

原則として、税務署への申告手続は必要ありません。

※ 申告手続が必要ない場合でも雑損控除の金額について、その年分の所得から控除しきれない金額がある場合は、確定申告することにより翌年以後3年間繰り越して各年分の所得金額から控除することができます。